

## 宮崎市保育料基準額表

## 現行の保育所保育料

階層区分		0・1・2歳児	3歳児	4歳以上児	
生活保護世帯		0	0	0	
市町村 民税 非課税 世帯	ひとり親・障害者の世帯等	0	0	0	
	その他の世帯	7,000	4,600	4,600	
前年度 市民税	均等割のみ	14,000	11,000	11,000	
	所得割あり	ひとり親・障害者の世帯等	14,000	12,000	12,000
		その他の世帯	15,000	12,500	12,500
前年分 所得税	8,100円未満	20,000	16,000	16,000	
	8,100円以上 18,700円未満	24,000	20,000	20,000	
	18,700円以上 40,000円未満	27,500	23,800	23,800	
	40,000円以上 56,200円未満	29,700	26,400	25,800	
	56,200円以上 103,000円未満	33,000	28,000	27,000	
	103,000円以上 153,000円未満	37,400	32,000	28,000	
	153,000円以上 413,000円未満	40,000	32,000	28,000	
	413,000円以上 734,000円未満	41,000	34,000	29,000	
	734,000円以上	54,000	45,000	39,000	

新制度保育所保育料(案)  
(認可保育所および認定こども園の2号3号認定者)

階層区分	定義	市区分	0・1・2歳児国基準		0・1・2歳市基準		3歳以上国基準		標準時間		短時間		
			標準	短	標準	短時間	標準	短	3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児	
第1	生活保護世帯	A00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2	市町村民税 非課税世帯	ひとり親・障害者の世帯等	B01		0	0			0	0	0	0	
		その他の世帯	B02	9,000	9,000	7,000	6,800	6,000	6,000	4,600	4,600	4,500	4,500
第3	均等割のみ課税世帯		C01		14,000	13,700			11,000	11,000	10,800	10,800	
	市民税 所得割 48,600 円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	C02	19,500	19,300	14,000	13,700	16,500	16,300	11,500	11,500	11,300	11,300
		その他の世帯	C03			15,000	14,700			12,500	12,500	12,300	12,300
第4		48,600円以上 59,000円未満	D01			20,000	19,600			16,000	16,000	15,700	15,700
		59,000円以上 77,200円未満	D02	30,000	29,600	24,000	23,500	27,000	26,600	20,000	20,000	19,600	19,600
		77,200円以上 97,000円未満	D03			27,500	27,000			23,800	23,800	23,300	23,300
第5	市民税 所得割	97,000円以上 111,000円未満	D04	44,500	43,900	29,700	29,100	41,500	40,900	26,400	25,800	25,900	25,300
		111,000円以上 169,000円未満	D05			33,000	32,400			28,000	27,000	27,500	26,500
第6		169,000円以上 211,300円未満	D06	61,000	60,100	37,400	36,700	58,000	57,100	32,000	28,000	31,400	27,500
		211,300円以上 301,000円未満	D07			40,000	39,300			32,000	28,000	31,400	27,500
第7		301,000円以上 397,000円未満	D08	80,000	78,800	41,000	40,300	77,000	75,800	34,000	29,000	33,400	28,500
第8		397,000円以上	D09	104,000	102,400	54,000	53,000	101,000	99,400	42,200	35,100	41,400	34,500

新制度幼稚園保育料(案)  
(幼稚園および認定こども園の1号認定者)

階層区分	定義	国基準	1号
			市徴収基準額
第1	生活保護世帯	0	0
第2	市町村民税 非課税世帯	ひとり親・障がい者の世帯等	0
		その他の世帯	9,100
均等割のみ課税世帯			8,100
第3	市民税 所得割 48,600 円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	16,100
		その他の世帯	9,000
第3	市民税 所得割	48,600円以上 59,000円未満	11,500
		59,000円以上 77,200円未満	14,400
第4	市民税 所得割 課税額	77,200円以上 97,000円未満	15,600
		97,000円以上 111,000円未満	16,900
		111,000円以上 169,000円未満	17,700
第4		169,000円以上 211,300円未満	18,300
		211,300円以上 301,000円未満	17,700
第5	市町村民税所得割課税額211,300円以上	25,700	23,000

※3歳以上児D09、給付単価を限度とするため現行より下がっている  
(宮崎市の最大定員の給付単価を最高額としている)

1号認定子どもの保育料（幼稚園・認定こども園）

単位：円

(参考)2号認定子ども(4歳以上)の保育料

単位：円

階層区分	定義	区分	市徴収基準額	国基準	
第1	生活保護世帯	A00	0	0	
第2	市町村民税 非課税世帯	ひとり親・ 障がい者の世帯等	B01	0	9,100
		その他の世帯	B02	3,400	
	均等割のみ課税世帯	C01	8,100		
第3	市民税所得割 48,600円未満	ひとり親・ 障がい者の世帯等	C02	8,300	16,100
		その他の世帯	C03	9,000	
	市民税所得割 48,600円以上 59,000円未満		D01	11,500	
	市民税所得割 59,000円以上 77,200円未満		D02	14,400	
第4	市民税所得割 77,200円以上 97,000円未満		D03	15,600	20,500
	市民税所得割 97,000円以上 111,000円未満		D04	16,900	
	市民税所得割 111,000円以上 169,000円未満		D05	17,700	
	市民税所得割 169,000円以上 211,300円未満		D06	18,300	
第5	市町村民税所得割 211,300円以上	D07	23,000	25,700	

階層区分	定義	市区分	標準時間 4歳以上児	参考(差額)	
第1	生活保護世帯	A00	0	0	
第2	市町村民税 非課税世帯	ひとり親・ 障害者の世帯等	B01	0	0
		その他の世帯	B02	4,600	△ 1,200
第3	均等割のみ課税世帯		C01	11,000	△ 2,900
	市民税所得割 48,600円未満	ひとり親・ 障がい者の世帯等	C02	11,500	△ 3,200
		その他の世帯	C03	12,500	△ 3,500
第4	市民税所得割 48,600円以上 59,000円未満		D01	16,000	△ 4,500
	市民税所得割 59,000円以上 77,200円未満		D02	20,000	△ 5,600
	市民税所得割 77,200円以上 97,000円未満		D03	23,800	△ 8,200
第5	市民税所得割 97,000円以上 111,000円未満		D04	25,800	△ 8,900
	市民税所得割 111,000円以上 169,000円未満		D05	27,000	△ 9,300
第6	市民税所得割 169,000円以上 211,300円未満		D06	28,000	△ 9,700
	市民税所得割 211,300円以上 301,000円未満		D07	28,000	△ 5,000
第7	市民税所得割 301,000円以上 397,000円未満		D08	29,000	△ 6,000
第8	市民税所得割 397,000円以上		D09	35,100	△ 12,100

## 2号認定子ども(3歳以上)の保育料(保育所・認定こども園など)

単位：円

階層区分	定義	市区分	標準時間		短時間		3歳以上国基準		
			3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児	標準	短	
第1	生活保護世帯	A00	0	0	0	0	0	0	
第2	市町村民税非課税世帯	ひとり親・障害者の世帯等	0	0	0	0	6,000	6,000	
		その他の世帯	4,600	4,600	4,500	4,500			
第3	均等割のみ課税世帯	C01	11,000	11,000	10,800	10,800	16,500	16,300	
	市民税所得割 48,600円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	C02	11,500	11,500	11,300			11,300
		その他の世帯	C03	12,500	12,500	12,300			12,300
第4	市民税所得割 48,600円以上 59,000円未満	D01	16,000	16,000	15,700	15,700	27,000	26,600	
	市民税所得割 59,000円以上 77,200円未満	D02	20,000	20,000	19,600	19,600			
	市民税所得割 77,200円以上 97,000円未満	D03	23,800	23,800	23,300	23,300			
第5	市民税所得割 97,000円以上 111,000円未満	D04	26,400	25,800	25,900	25,300	41,500	40,900	
	市民税所得割 111,000円以上 169,000円未満	D05	28,000	27,000	27,500	26,500			
第6	市民税所得割 169,000円以上 211,300円未満	D06	32,000	28,000	31,400	27,500	58,000	57,100	
	市民税所得割 211,300円以上 301,000円未満	D07	32,000	28,000	31,400	27,500			
第7	市民税所得割 301,000円以上 397,000円未満	D08	34,000	29,000	33,400	28,500	77,000	75,800	
第8	市民税所得割 397,000円以上	D09	42,200	35,100	41,400	34,500	101,000	99,400	

※3歳以上児D09、給付単価を限度とするため現行より下がっている  
(宮崎市の最大定員の給付単価を最高額としている)

(参考) 現行の保育所保育料

単位：円

定義			区分	3歳児	4歳以上児
生活保護世帯			A00	0	0
前年度市民税	市町村民税非課税世帯	ひとり親・障がい者の世帯等	B01	0	0
		その他の世帯	B02	4,600	4,600
	均等割のみ	C01	11,000	11,000	
所得割あり	ひとり親・障がい者の世帯等	ひとり親・障がい者の世帯等	C02	12,000	12,000
		その他の世帯	C03	12,500	12,500
	前年分所得税	所得税	D01	16,000	16,000
	8,100円未満	D01	16,000	16,000	
	8,100円以上 18,700円未満	D02	20,000	20,000	
	18,700円以上 40,000円未満	D03	23,800	23,800	
	40,000円以上 56,200円未満	D04	26,400	25,800	
	56,200円以上 103,000円未満	D05	28,000	27,000	
	103,000円以上 153,000円未満	D06	32,000	28,000	
	153,000円以上 413,000円未満	D07	32,000	28,000	
	413,000円以上 734,000円未満	D08	34,000	29,000	
	734,000円以上	D09	45,000	39,000	

3号認定子ども(3歳未満)の保育料(保育所・認定こども園など) 単位:円

階層区分	定義	市区分	0・1・2歳児市基準		0・1・2歳児国基準		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護世帯	A00	0	0	0	0	
第2	市町村民税非課税世帯	ひとり親・障害者の世帯等	B01	0	0	9,000	9,000
		その他の世帯	B02	7,000	6,800		
第3	均等割のみ課税世帯		C01	14,000	13,700	19,500	19,300
	市民税所得割 48,600円未満	ひとり親・障がい者の世帯等	C02	14,000	13,700		
		その他の世帯	C03	15,000	14,700		
第4	市民税所得割 48,600円以上 59,000円未満		D01	20,000	19,600	30,000	29,600
	市民税所得割 59,000円以上 77,200円未満		D02	24,000	23,500		
	市民税所得割 77,200円以上 97,000円未満		D03	27,500	27,000		
第5	市民税所得割 97,000円以上 111,000円未満		D04	29,700	29,100	44,500	43,900
	市民税所得割 111,000円以上 169,000円未満		D05	33,000	32,400		
第6	市民税所得割 169,000円以上 211,300円未満		D06	37,400	36,700	61,000	60,100
	市民税所得割 211,300円以上 301,000円未満		D07	40,000	39,300		
第7	市民税所得割 301,000円以上 397,000円未満		D08	41,000	40,300	80,000	78,800
第8	市民税所得割 397,000円以上		D09	54,000	53,000	104,000	102,400

(参考) 現行の保育所保育料

単位:円

定義			区分	0・1・2歳児
生活保護世帯			A00	0
前年度市民税	市町村民税非課税世帯	ひとり親・障がい者の世帯等	B01	0
		その他の世帯	B02	7,000
	均等割のみ		C01	14,000
所得割あり	ひとり親・障害者の世帯等	C02	14,000	
	その他の世帯	C03	15,000	
前年分所得税	所得税 8,100円未満		D01	20,000
	8,100円以上 18,700円未満		D02	24,000
	18,700円以上 40,000円未満		D03	27,500
	40,000円以上 56,200円未満		D04	29,700
	56,200円以上 103,000円未満		D05	33,000
	103,000円以上 153,000円未満		D06	37,400
	153,000円以上 413,000円未満		D07	40,000
	413,000円以上 734,000円未満		D08	41,000
	734,000円以上		D09	54,000